【記載例】

土砂災害時の避難確保計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【施設名： | ○○○○ | 】 |

所 在 地：佐久穂町○○

電話番号：

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 | 〇 | 年 | ○ | 月 | ○ | 日 作成 |

　　　　　　　　（令和○年○月○日　改訂）

１［目的］

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、○○○○（施設名）施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、○○○○（施設名）に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

２ 計画の報告

計画の作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく当該計画を町長へ報告する。

３ 計画の適用範囲

この計画は、「○○○○（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

　【施設の状況】

|  |  |
| --- | --- |
| 人　　　　　数 | 備　考 |
| 昼間・夜間 | 休日 |  |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間 | 昼間 | 休日 | 休日 |
| ○○ | 名 | ○○ | 名 |
| 夜間 | 夜間 | ○○ | 名 | ○○ | 名 |
| ○○ | 名 | ○○ | ~~名~~ |

【施設周辺の避難経路図】

施設から避難する場所までの経路を記載する。

屋内の場合は屋内の経路を記載する。

別紙１

土砂災害時の避難場所は、以下の場所とする。

避難経路図

**４　防災体制**

防災体制の一例です。

活動内容などは施設の状況に応じて変更してください。

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体　制 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応職員 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合・大雨又は台風に関する気象情報発表　・大雨注意報発表 | ・気象情報等の情報収集 | 統括・情報班 |
| 警戒体制 | ・大雨警報（土砂災害）発表 | ・土砂災害等の情報収集 | 統括・情報班 |
| ・使用する資機材の準備 | 避難誘導班 |
| ・保護者等への事前連絡（非常体制に移行するおそれがある場合） | 統括・情報班 |
| ・周辺住民等への事前協力依頼 | 統括・情報班 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合・土砂災害警戒情報発表　（該当地区の場合）・○○地区に高齢者等避難（警戒レベル３）発令、避難指示（警戒レベル４）発令・土砂災害の前兆現象を確認した場合 | ・土砂災害警戒情報の対象地域の情報収集・避難誘導・周辺住民等への避難協力依頼 | 避難誘導班（統括・情報班） |

**５　避難基準**

1. 気象台、市役所からの情報に基づく判断

　　　次の気象情報の発表や避難勧告等の発表があった場合に避難を開始する。

　　　　気象情報：土砂災害警戒情報発表（対象地域の場合）

　　　　避難情報：○○地区に

高齢者等避難（警戒レベル３）又は避難指示（警戒レベル４）発令

1. 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、消防署に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

・がけの表面に水が流れ出す。

・がけから水が噴き出す。

・小石がパラパラと落ちる。

・がけからの水が濁りだす。

・がけの樹木が傾く。

・樹木の根の切れる音がする。

・樹木の倒れる音がする。

・がけに割れ目が見える。

・斜面がふくらみだす。

・地鳴りがする。

**６　事前対策**

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、施設職員の増員やサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

**７　情報収集及び伝達**

(1)情報収集

■　収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト） |
| 土砂災害警戒情報 | インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、携帯電話（エリアメール） |
| 高齢者等避難、避難指示 | 防災行政無線、携帯電話（エリアメール）、インターネット |

　　※テレビ　ｄボタン（データ放送）を押して防災情報を確認

　　※インターネット

　　　長野県砂防情報ステーション（[http://www.sabo-nagano.jp/](http://localhost/)）

・土砂災害危険度、雨量予想・・・土砂災害の危険度の確認

佐久穂町防災ポータル

(<https://www.town.sakuho.nagano.jp/bosai/index.html>)

・雨量情報、河川水位情報避難情報、避難所開設状況

気象庁（https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/）

・防災情報＞大雨警報（土砂災害）の危険度分布

(2)情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、大雨警報等の情報を施設内関係者間で共有する。

1. 体制確立時、あらかじめ佐久穂町と調整した事項について、佐久穂町に報告する。

佐久穂町○○（所管課）課　　電話　８６－○○○○

**７　避難誘導**

　避難誘導については、次のとおり行う。

（１）避難場所

避難場所は下表のとおりとする。

（２）避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙１　避難経路図」のとおりとする。

（３）避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 移動距離 | 移動手段 |
| **避難場所** | ○○体育館 | （ | ○○ | ）m | □徒歩 |
| □車両（ | ○ | ）台 |

　(3)避難誘導方法

　　■　避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について避難者全員に説明する。

　　■　避難誘導にあたっては、必要に応じて蛍光塗料を現地に散布するなどして、避難ルートや側溝等の危険個所を指示する。

　　■　避難する際には、施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

　　■　避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖、出入口の施錠を行う。

**７　避難の確保を図るための施設の整備**

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

資機材として準備するものを記載、準備しないものは削除。

避難確保資器材一覧

|  |
| --- |
| **備　蓄　品** |
| **情報収集****・伝達** | □テレビ　□ラジオ　□タブレット　□ファックス□携帯電話 □懐中電灯 □電池 □携帯電話用バッテリー |
| **避難誘導** | □名簿（従業員、施設利用者）　□案内旗　□タブレット　□携帯電話□懐中電灯　□携帯用拡声器　□電池式照明器具　□電池　□携帯電話用バッテリー　　□蛍光塗料 |
| **施設内の****一時避難** | □水（１人あたり　ℓ）　□食料（１人あたり　食分）□毛布　□防寒具 |
| **高齢者** | □おむつ・おしりふき |
| **障害者** | □常備薬 |
| **乳幼児** | □おむつ・おしりふき　□おやつ　□粉ミルク　□おんぶひも　 |
| **そのほか** | □ウェットティッシュ　□ゴミ袋　□タオル□（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**10　防災教育及び訓練の実施**

■　毎年○月に新規採用の職員を対象に、土砂災害の危険性や前兆現象、避難体制に関　　する事項や情報伝達等について研修を実施する。

■　毎年○月に全職員を対象として情報収集・情報伝達及び避難誘導に関する訓練を　　実施する。